

議題 第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画の策定について

子ども・子育て支援法に基づく『橋本市子ども・子育て支援事業計画（H27～31 版）（以下「第1期計画」という。）』に引き続き、2020 年度（平成 32 年度）からの次期計画の作成にあたって、平成 30 年度に幼児期の教育・保育等の利用希望把握調査（以下「ニーズ調査」という。）を実施し、平成 31 年度中に『第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）』を策定します。

■策定のながれ

「第1期計画」 ※平成 27 年 3 月策定



（計画期間）平成 27 年度～平成 31 年度

「第1期計画（中間見直し＋別冊）」



（計画期間）平成 27 年度～平成 31 年度 ※中間見直し 平成 30 年 8 月改定

平成 30 年度 ニーズ調査



平成 31 年度 第2期計画策定

「第2期計画」 ※2020（平成 32）年 3 月までに策定

（計画期間）2020（平成 32）年度～2024（平成 36）年度

■第2期計画について

（1）計画の内容について

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項で、次の 3 項目が必須事項となっています。

- ① 園域の設定と幼児期の教育・保育、地域子ども子育て支援事業に係る需要量の見込み
- ② 幼児期の教育・保育、地域子ども子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③ 幼児期の教育・保育の一体的な提供を含む子ども子育て支援の推進方策

（2）計画の位置づけについて

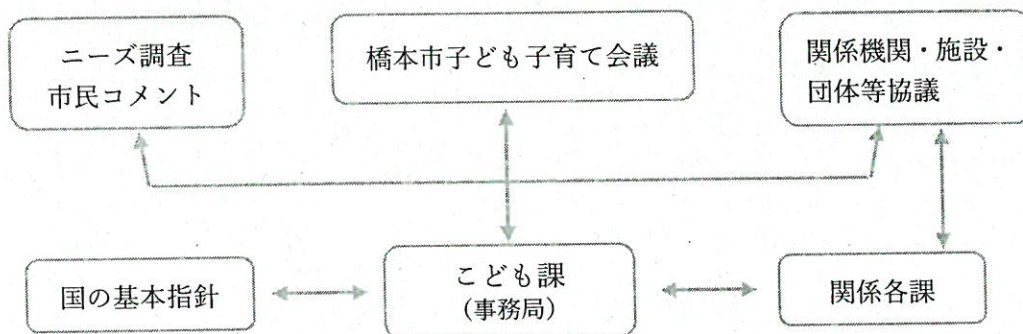
第2期計画は、国の基本指針等を踏まえつつ、橋本市長期総合計画を上位計画とし、整合性を図ります。

（3）計画の期間について

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づき 5 年を一期とします。このため、第2期計画は、2020（平成 32）年度から 2024（平成 36）年度までの事業計画とします。

■策定体制について

第2期計画を策定するため、ニーズ調査の設問や計画内容について“橋本市子ども子育て会議”にて審議をいただき、市の関係各課と横断的に子育て支援の取り組みについて、議論しながら策定を進めます。



■計画内容について

第2期計画の策定にあたり、国の手引きに沿った手順で、ニーズ調査等を実施し、内容については基本指針に沿いつつ、地域の実態やニーズを十分に踏まえ、「子育て世帯が安心して子どもを健全に育むこと」を応援するための計画を策定していきます。

<第2期計画に盛り込むことを予定している内容（例）>

- ・「子育て安心プラン」を踏まえた待機児童の解消
- ・多様な保育ニーズに対応した取組
- ・「放課後子ども総合プラン」を踏まえた放課後児童クラブの定員の確保
- ・妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目ない子育て支援
- ・子どもの貧困対策の推進
- ・幼児教育無償化に伴う幼児期の教育・保育の提供体制の確保 等

■策定スケジュールについて

資料1（第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール(予定)）参照

■ニーズ調査について

資料2（第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の概要）参照

・待機児童の解消
・M30からの解消のため、H30～34までの5年間の出生率80%に抑える
↓
3年間で待機児童解消

<参考>

次世代育成支援行動計画との関係（「第1期計画」P.1～2 参照）

次世代育成支援対策推進法に基づく橋本市次世代育成行動計画（後期計画）～子ども・子育てのびのび夢プラン～は、平成26年度までの10年間実施されました。平成27年度から、策定は任意化され、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することが可能となりました。第1期計画に引き続き、第2期計画も、次世代育成支援行動計画の内容を継承した計画として策定します。

